

いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務委託
公募型プロポーザル実施要領

いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 業務委託の概要

(1) 委託業務名

いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務委託

(2) 業務委託の内容

別添「いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託の履行期間

契約締結の日から平成 31(2019)年 3 月 15 日(金)まで

(4) 委託契約金額の上限額

6,121,980 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加条件

いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務委託公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)への参加者は、次のすべての要件を満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成 8 年栃木県公示第 105 号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 参加表明及び企画提案の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

3 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次のとおり質問書(様式 1)の提出により行ってください。

(1) 質問の受付期限

平成 30 年 8 月 1 日(水)午後 1 時必着(期限厳守)

(2) 質問の提出

第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会事務局（以下、「県準備委員会事務局」という。）まで、電子メールによるものとします。なお、電子メール送信後、電話にて受信の確認を行ってください。

(3) 質問の内容

質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等にはお答えできません。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答を取りまとめの上、とちぎ国体公式ウェブサイトに掲載します。

4 参加表明書の提出

当該企画提案に参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 提出期限

平成 30 年 8 月 2 日（木）午後 1 時必着（期限厳守）

(2) 提出場所

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会事務局
（栃木県総合政策部国体準備室 県庁舎北別館 3 階）

(3) 提出方法

上記（2）の提出場所に、下記（4）の提出書類を持参または書留郵便にて提出すること。（メールや F A X での提出は受け付けません。）

(4) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 2）
- イ 参加資格確認書（様式 3）

(5) 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

提出された「参加表明書」等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し、平成 30 年 8 月 7 日（火）までに電子メールで通知します。

また、参加資格を有する者には、いちご一会とちぎ国体イメージソングの音源（オーディオ C D）及びイメージソングの応募者から提出のあった歌詞、楽譜を提供します。

5 企画提案書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記 4（5）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出期限

平成 30 年 8 月 17 日（金）午後 3 時必着（期限厳守）

(3) 提出場所

上記 4（2）に同じ

(4) 提出方法

上記（3）の提出場所に、下記 6 の提出書類を持参または書留郵便にて提出すること。（メー

ルやFAXでの提出は受け付けません。)

6 提出を求める企画提案書等の内容

(1) 企画提案書 11部(正本1部、副本10部)

※審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

A4判(A3判の折込不可)、両面印刷、文字サイズ概ね10ポイント以上。表紙を含め20ページ以内(長辺側を綴じてください)。

なお、企画提案書の作成方法については、別紙「いちご一会とちぎ国体イメージソング編曲・CD作製及びダンスDVD作製業務委託企画提案書作成要領」を参考にしてください。

(2) 見積書 11部(正本1部、副本10部)

※審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、本業務にかかる所要経費全て記載することとし、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

ア 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に108分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

イ 代表者印を押印してください。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

第77回国民体育大会栃木県準備委員会(以下、「県準備委員会」という。)が設置する選定委員会において、本実施要領に基づき提出された企画提案書等を総合的に審査し、提案者によるプレゼンテーションを実施した上で、委託候補者を選定します。

(2) 審査基準

企画提案書等を審査するための審査基準

ア 明確性(20点)

(ア) 明確なコンセプトに基づく企画提案か

(イ) 業務の目的を理解し、企画に反映しているか

イ 企画性(50点)

(ア) 編曲

・業務目的に合致した編曲の取組方針であるか

(イ) 歌唱者及び演奏者の選定

・歌唱者及び演奏者の選定方針が実現性のある提案内容か

(ウ) 映像作製

・業務目的に合致した映像作製の取組方針であるか

ウ 計画性(10点)

(ア) 実施体制、業務スケジュール設定が適切に計画されているか

エ 経済性（10点）

（ア）事業の実施に必要な経費が適切に見積もられているか

オ 会社の業務実績（10点）

（ア）同種又は類似業務の実績は十分か

- ・国体のイメージソングの編曲やレコーディング、DVD作製業務や、それらと類似した編曲・DVD作成業務の実績があるかどうか（実績は過去5年間、件数は5件を最大とする。）

（3）プレゼンテーションの実施

ア 開催日時 平成30年8月28日（火）（予定）

イ 開催場所 栃木県庁舎北別館3階 国体準備室打合室2

ウ その他

（ア）プレゼンテーションの開催日時等については、提案書を提出した全ての者に平成30年8月17日（金）までに電子メールにて連絡します。

（イ）時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑5分以内とします。

（ウ）その他

- ・出席者は3名以内とします。
 - ・プレゼンテーションに際し、パソコンやAV機器等の使用は差し支えないものとします。
- なお、パソコンやAV機器等については、各企画提案者において準備すること。

（4）審査結果の通知及び県準備委員会事務局との協議

ア 審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、参加者数、選定された者の名称等をとちぎ国体公式ウェブサイトに掲載します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けません。

イ 委託候補者は、県準備委員会事務局と企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な協議を行います。

なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合があります。

協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県準備委員会と随意契約による委託契約を締結します。

協議が不調のときには、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行います。

ウ 次の場合は失格とします。

（ア）応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合。

（イ）提出書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

エ 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止等、個人情報の保護に努めるものとします。

8 契約方法に関する事項

（1）契約条項は県準備委員会事務局において示します。

（2）契約保証金は免除します。

（3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。契約金額は見積書に記載された金額の100分

の108に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

(4) 契約は県準備委員会事務局において行います。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、検査は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

10 委託料の支払い方法及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、検査に合格した後に行うものとします。

11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 その他

(1) 企画提案書等の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県準備委員会事務局の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) 提出された応募書類等については、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となります。

(5) 本契約に基づく成果物の所有権は、県準備委員会へ成果物の引き渡し完了したときに県準備委員会に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果物の引き渡しをもって県準備委員会に譲渡されるものとします。

また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととします。

(6) 成果品に係る出演者のパブリシティ権（肖像権）は、無償で県準備委員会に帰属するものとします。

(7) 契約の締結後において、県準備委員会の地位が継承された場合、本契約当事者の地位も継承されるものとします。

(8) 県準備委員会の継承団体が解散した場合、契約に基づく県準備委員会の継承団体の当該成果品に関する権利は、栃木県に継承されるものとします。

(9) 本業務で作製する楽曲及び映像について、イベント会場などで不特定多数に向けて曲を流す、演奏を行う、上演、演技を行う、複製をする、ホームページでの無償ダウンロードを行うなど、県準備委員会が自由に使用できるものとします。

(10) 事業実施にあたり、契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県準備委員会事務局と受注者が協議のうえ実施するものとします。

13 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

第77回国民体育大会栃木県準備委員会事務局

(栃木県総合政策部国体準備室 県庁舎北別館3階)

担当 日賀野・大山

T E L 028-623-3522

F A X 028-623-3527

E-mail kokutai2022@pref.tochigi.lg.jp

関連資料

- ・ 実施要領
- ・ 業務委託仕様書
- ・ 企画提案書作成要領
- ・ 契約実績証明書
- ・ 質問書（様式1）
- ・ 参加表明書（様式2）
- ・ 参加資格確認書（様式3）